

## 第26回議会運営委員会記録

【開催日】 平成30年11月29日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時25分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	笹木 慶之
委員	奥 良 秀	委員	河野 朋子
委員	高松 秀樹		

【欠席委員】 なし

【委員外議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

総務部長	芳 司 修 重	教育部長	尾 山 邦 彦
教育総務課長	吉 岡 忠 司		

【事務局出席者】

事務局長	中 村 聡	事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係主任	原 川 寛 子		

【付議事項】

- 1 平成30年第4回（12月）定例会に関する事項について
- 2 山陽小野田市議会議員政治倫理条例の改正について
- 3 その他

【議事の概要】

- 1 平成30年第4回（12月）定例会に関する事項について

(1) 早期議決議案及び後送議案について

ア 早期議決議案について

- ・ 執行部から「早期議決を希望する議案第90号平成30年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）については、当初、空調設備の導入は、9月議会導入調査の補正予算の議決をいただいたが、同議会でエアコン設置

を早急に実現することという附帯決議があり、それを受けて来年の夏までに間に合わせるという市長の新しい方針の下、空調設置に向けて努力している。11月には国の補正予算で空調設置も盛り込まれたことを受けて、全国の市町村が一斉に空調設置に向けて動き出す状況になっている。このため、空調機器の取合と品薄が予想されることから、1日でも早く入札を行い、施工業者を決定し、本契約を締結し、空調機器メーカーに発注することが重要であるため、来夏に間に合わせるためにも、1日でも早い議決をしていただきたい」との説明があった。

- ・高松秀樹委員から「早期議決はいつを想定しているか」との質問があった。
- ・執行部から「11日をお願いしたい」との発言があった。
- ・河野朋子委員から「1日も早くということだが、リミットはあるのか。早くしたいだけか」との質問があった。
- ・執行部から「1日でも早く設置に向けて動きたい。想定は、11日に仮に議決していただいたとして、この工事金額が1億円をはるかに超える工事ということで、JVの公募期間を設ける必要がある。それから見積りの期間等も考慮すると、入札が恐らく1月の終わりごろになる。それから仮契約を結んで、議決を経て本契約締結となると、契約の成立が2月中下旬になろうかと思う。それからメーカー発注になると考えて、末は7月、8月なので、実質期間が余らないということになる。したがって、1日も早く環境を整えさせていただきたい」との説明があった。
- ・河野朋子委員から「仮に、本会議の最終日に議決となった場合、そのスケジュールに何か影響があるか」との質問があった。
- ・執行部から「全国一斉に動いている状況で、納期が見えないところがある。通常の状態ではなく分からない状況なので、どれだけ影響が出るかはつきりとは申し上げにくい。御理解をお願いしたい」との説明があった。

#### イ 後送議案について

- ・執行部から「平成30年度人事院勧告による国の給料表等の改正があり、これに伴って、本市においても国に準ずる形で改正することとしている。国会審議中であったため、先日の配布には至っていないが、昨夜、参議院の本会議を通過したため、公布を受けて後送で議案を提出したい。具体的

には、職員給与条例の一部改正。市長等の給与に関する条例等の一部改正。市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正。人件費であることから特別会計にも関わるため、特別会計の五つほど、補正予算という形の議案提出を考えている」との説明があった。

- ・ 笹木慶之副委員長から「後送日はいつか」との質問があった。
- ・ 執行部から「本会議初日になる可能性もあるが、明日、官報を確認し、速やかに、できるだけ早くと考えている」との説明があり、後送議案について了承した。

## (2) 会期案について・・・資料 1

- ・ 事務局から「議案第 102 号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定については、市の条例「山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例」において定められる重要な施設というものになる。この条例に該当すると、本会議での採決については特別多数議決で3分の2以上の賛成が必要となる。この場合は議長も表決権があるため、起立採決ではなくて投票により採決を行うことになる。投票については記名投票と無記名投票があるが、どちらにするかも決めていただく必要がある。なお、特別多数議決の議案について委員会で審査する場合は、通常の過半数議決の適用になる」との説明があった。
- ・ 高松秀樹委員から「一般的には何もなければ無記名なのか。それとも議員側から何かがあって記名になるという考え方か」との質問があった。
- ・ 事務局から「具体的にどちらがというのはない。通常の議場での表決は起立採決をしているので、記録に残るわけではないが外観からして賛成か反対かが分かることと、議案の賛否については全て公表しているので、投票を無記名でする必要性がなく、記名投票で行うべきではないかと考える」との説明があった。
- ・ 高松秀樹委員から「起立採決は簡易採決だと思う。賛否の公表は自己申告でやっているのだから、次長が言われた理由は余り当てはまらないのではないかと。結果から見て公表なのだから最初から記名でというのは道理が通っている気はするが、そこの理由付けはしっかりしておきたい」との発言があった。

- ・事務局から「以前は無記名でしたこともある。したがって、そのときの議会の考え方によって判断されていると思う」との発言があった。
- ・笹木慶之副委員長から「賛否の明らかなさを示すものが、高松委員も言うように自己申告というようなニュアンスのものであるが、結果として賛否は公表されていることからすれば、あえて無記名にする必要はないのでは」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「発言を踏まえ、記名投票で進めていく」との発言があり、了承した。
- ・会期は、12月4日（火）から12月21日（金）までの18日間に決定した。

### (3) 所管事務調査報告について

民生福祉常任委員会と産業建設常任委員会の所管事務調査報告を12月定例会初日の12月4日に行うことを了承した。

### (4) 請願書の取扱いについて・・・資料2

- 埴生小学校移転跡地の管理・活用・予算計画の請願書（総務文教）
- 埴生複合施設移設に伴うサイレン継続設置を求める請願について（総務文教）
- 市立小中学校の空調設備に使用されるエネルギー（燃料）について（総務文教）

以上のように決定した。

### (5) 議事日程案について・・・資料3

- ・事務局から議事日程案を説明した。詳細は別添資料のとおり。
- ・事務局から「12月4日は、本会議終了後に請願の審査に係る参考人招致をするかどうか決定するための総務文教常任委員会を開催する予定のため、当初予定から変更し議事日程に組み込んだ」との説明があり、了承した。
- ・12月5日は総務文教常任委員会と民生福祉常任委員会の、6日は総務文教常任委員会と産業建設常任委員会の2委員会同時開催とすることとした。
- ・一般質問の割り振りを12月11日、12日、13日、14日をそれぞれ4人に、当初予定していた17日を休会とすることに決定した。

- ・河野朋子委員から「補正予算の議案と請願は関連が深く、しっかり審査するとすると、先ほど説明のあった早期議決を希望する議案について、日程が予定どおりに行くのか確約はできないし、執行部の説明も、11日に議決を絶対にできなければいけない理由と思えなかった。議会の審査を早めたり中身をしっかりしないでもいいとはならないので、11日に議決という議事日程を組むことに少し不安がある」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「補正予算と請願については、これから審査の中で明らかになるであろうから、現時点では日程には追加せず、委員会の審査状況によっては、例えば11日からの一般質問の間に日程を追加していく。もしそうなれば、10日の予備日が一般会計予算決算常任委員会の全体会になる」との発言があり、了承した。
- ・事務局から「公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の平成28年度決算概要及び平成29年度事業計画概要についてと、同じ内容で29年度の決算と30年度の事業計画という形で、2件の行政報告として2年分報告されるようになっている。これについては、大学推進室長から正副議長に対して、初年度分の報告について失念していたため、今回2年分を報告させていただきたいと話があったので、議員におかれては念頭に置いていただきたい」との説明発言があり、了承した。

(6) 陳情・要望書等の取扱いについて・・・**資料4**

- ・平成31年度理科教育設備整備費等補助金予算増額計上についてのお願い（総務文教）
  - ・山陽小野田市議会議場に国旗の掲揚を要望（議会運営）
  - ・代替税源なき車体課税の減税要求に対して自動車税の根幹堅持等を求める要望活動について（お願い）（議会運営）
  - ・学校教材の計画的な整備推進についてのお願い（総務文教）
  - ・平成31年度税制改正に関する提言について（総務文教）
  - ・住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書（産業建設）
  - ・地域建設産業の再生に関する要請書（産業建設）
- 以上のように決定した。

## 2 山陽小野田市議会議員政治倫理条例の改正について・・・資料5

- ・事務局から山陽小野田市議会議員政治倫理条例の改正について説明した。詳細は別添資料のとおり。
- ・高松秀樹委員から「1の具体的措置(4)本市の条令改正案の第7条第5項の(3)議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告及び(4)議員辞職勧告については必要ないと思う。理由は、この二つについては、審査会又は議会が求めるのではなく、議員本人の意思により決定すべきものと思うため。もう一つは、地方自治法との整合性がこの二つを付けることによって取りにくくなると思うため」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「(3)と(4)をのけることで、こういった身分については、自らで決めるべきという考えか」との質問があった。
- ・高松秀樹委員から「(4)については、この条例に規定しなくても、議会側の意思で行えるものであるから、必要であればそういう形でもいいのではと考える」との発言があった。
- ・笹木慶之副委員長から「政治倫理審査会にその行為がかけられて審査されるという過程を考えたときに、ここに書いてあるような流れの中で一定の処分、判断が下されると順次書いてあるわけだが、こういう審査会は一つの懲罰委員会のようなものなので、きちんと明記すべきじゃないか。それと、下関市の例で(3)議会の特別委員の辞任勧告とあるが、これは何なのか」との発言、質問があった。
- ・事務局から「特別委員会の委員である」との発言があった。
- ・笹木慶之副委員長から「委員長及び副委員長については、(4)議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告に該当するのか」との質問があった。
- ・事務局から「そうである」との発言があった。
- ・笹木慶之副委員長から「(3)のほうが厳しいということになる。役職を解くのではなく、メンバーから外してしまうということだから。おのずと役職も解けるということになるのか」との質問があった。
- ・事務局から「そうなる」との発言があった。

- 笹木慶之副委員長から「この流れで他市の例も見てみると、やはり審査会にかけて審査に至った経緯から考えると、それにふさわしい審査結果が求められているということになろうから、議員辞職勧告にまで至るのではないか」との発言があった。
- 河野朋子委員から「(3) や (4) は自ら辞職とか辞任すべきものであるというのは理解できるが、規定していく中では、考えられることをきちんと想定して掲げるという意味でも、案のとおりでいいのではないか」との発言があった。
- 奥良秀委員から「案のままがいいと思う」との発言があった。
- 高松秀樹委員から「地方自治法との整合性も含めて考えると、地方自治法の中にはこの倫理の部分が含まれていないが、懲戒という条文もある。それに比べるとこの(3) と(4) を入れることが非常に重すぎると思うし、そのような状況が生じた場合は、議会側が辞職勧告もできると考えると、そういう措置で十分ではないか」との発言があった。
- 大井淳一郎委員長から「具体的措置については意見が分かれているので、今日のところは保留にする。続いて、会議の公開の規定について意見を求めたい」との発言があった。
- 高松秀樹委員から「委員会条例の第19条第2項の「委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。」とは、どういうことを想定しているのか」との質問があった。
- 事務局から「委員会の傍聴規程があるので、それに基づいて議事整理上そういう場合に退場していただくような場合、例えば、傍聴人がいることによって、自由かつ適当な発言ができない、発言が制約されるおそれのある場合などを想定している。その際には委員長の職権によって退場という措置になろうかと思う」との発言があった。
- 高松秀樹委員から「委員会条例の後に議会基本条例ができたと思う。議会基本条例はこういう想定は一切しておらず、基本的には原則公開。それが秘密会しかないので、この第2項については考慮の必要があると思う」との発言があった。

- ・河野朋子委員から「原則公開という規定は確かに基本条例にあるが、委員会の進行や運営を妨げるような行為を想定した場合に、こういう一文があることによって、委員長又は会長が対象者に退場してもらうことができるので、あるべきじゃないか」との発言があった。
- ・高松秀樹委員から「事務局の説明と違っている気がする。河野委員が言われたことは傍聴規則にあって、退場させることができるということ。これは明文化されているので、倫理審査会中に傍聴人による不穏当な発言等がある場合はできるので、そこは問題ない」との発言があった。
- ・事務局から「例えば参考人を呼んだときに、ありのままに話していただくためには、第三者が入るとしゃべりにくいということも想定される」との発言があった。
- ・高松秀樹委員から「言われることはよく分かるが、それを認めてしまうとその延長線上も認めることになる気がする。議会基本条例を考えると、公開か秘密会しかないと思う」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「参考人の意見とか議事録に残す必要性がある場合もある。公開か秘密会だけにすると、その参考人にとって傍聴人が威圧的であった場合に、関係上参考人が言えないことも出て、参考人の意見がなくなってしまうのでは」との発言があった。
- ・笹木慶之副委員長から「そのつもりで出ておる者は全く問題ないが、参考人招致の場合に該当する人と対じする人がいて、そのときに発言をストップさせることがないとは限らない。だから、それと秘密会との問題の中で会議録に残すか残さないかという問題等を含めて考えれば、慎重に検討して結論を出したほうがいいと思う」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「これも先ほどの具体的措置と併せて、次回の議会運営委員会以降で検討したい」との発言があった。
- ・高松秀樹委員から「秘密会の多数議決3分の2の部分は、倫理審査会は委員会のはずであるから過半数議決でいいのでは」との発言があった。
- ・大井淳一郎委員長から「それも併せて皆さんのほうで持ち帰って検討してもらいたい」との発言があり、了承した。

### 3 その他

#### (1) 全員協議会の開催日

- ・事務局から「定例会に関する事項についての議運決定事項の報告を、今定例会から全員協議会で行う」との説明があり、12月4日（火）午前9時15分から開催することを了承した。

平成30年（2018年）11月26日

議会運営委員長 大井 淳一郎